別 添



令和２年５月２１日

使用者の住所を証する書面の有効期間を延長します

～新型コロナウイルス感染症対策～

　新規検査及び自動車検査証記入申請等に添付が求められている使用者の住所を証する書面（住民票や印鑑(登録)証明書又は登記事項証明書等）については、

**令和２年５月２２日より**下記場合において、住所を証する書面の有効期間

（3ヶ月）が満了してもなお有効なものとして取り扱う措置を実施いたします。

＜措置内容＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用者の住所を証する書面　・住民票　・印鑑（登録）証明書　・登記事項証明書等 であって、令和2年1月8日～令和2年7月7日までに発行されたもの |  | **令和2年10月8日**まで有効 |

※　登録自動車についても、自動車登録申請書の添付書類に関して、同様の取扱いが実施されます。詳しくは、国土交通省各運輸支局又は自動車検査登録事務所へお問い合わせください。